

○ 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）（抄）

（生活関連等施設の安全確保）

第二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら前項の規定による要請を行うことができる。この場合において、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、生活関連等施設のうちその管理に係るものについて、警備の強化その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

4 第一項若しくは第二項の規定による要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者又は前項の規定により必要な措置を講じようとする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長等は、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。第百十九条第三項及び第四項において同じ。）その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のため必要な支援を求めることができる。

5 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる。

6 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、前項の立入制限区域を指定したときは、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知するとともに、その立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示しなければならない。

7 警察官又は海上保安官は、第五項の立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該立入制限区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該立入制限区域からの退去を命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方

針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる。この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、第五項の規定による立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

○ 国民保護法施行令（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する施行令）（抄）
（生活関連等施設）

第二十七条 法第百二条第一項 の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号 の電気事業者又は同項第十二号 の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）
- 二 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十三項 のガス工作物（同項 に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項 の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）
- 三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項 の水道事業又は同条第四項 の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項 の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの
- 五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 の電気通信事業者（同法第九条 の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十三条第一項 の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項 の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）
- 六 日本放送協会又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三の一般放送事業者（同条第三号の四 の受託放送事業者及び同条第三号の五 の委託放送事業者を除く。）が同条第一号の二 の国内放送を行う放送局（同条第三号 の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。）であって、同法第二条の二第二項第三号 に規定する放送系において他の放送局から放送（同法第二条第一号 の放送をいう。以下この号において同じ。）をされる同法第二条第四号 の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- 七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号 の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
- 八 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項 の空港の同法第六条第一項 の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項 の航空保安施設
- 九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二章 の規定の適用を受けるダム
- 十 法第百三条第一項 の危険物質等の取扱所

(危険物質等)

第二十八条 法第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）
- 二 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- 三 火薬類取締法（昭和三十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類
- 四 高压ガス保安法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条の高压ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）
- 五 原子力基本法（昭和三十二年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
- 六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）
- 七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）
- 八 薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
- 九 電気事業法第三十八条第三項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高压ガス保安法第二条の高压ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
- 十 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和三十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- 十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項の毒性物質（同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで（同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

○ 国民の保護に関する基本指針（平成17年3月30日閣議決定（抄））

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

○生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

○都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

○ 高知県国民保護計画（抄）

第2編 平素からの備えや予防

第3章 生活関連等施設の把握

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備します。